

# 岐阜県公報

岐阜県税条例の一部を改正する条例

目次  
条 例

(税 務 課)

ページ

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

号外(一) 令和二年三月三十一日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第三一号)

一 県民税

1 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、その適用期限を三年延長することとした。(附則第五条関係)

2 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を令和五年三月三十一日まで延長することとした。(附則第九条の三関係)

3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を三年延長することとした。(附則第一〇条の二関係)

二 事業税

1 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)一億円超の普通法人にあつては収入割額、付加価値割額及び資本金割額の合算額により、資本金一億円以下の普通法人等にあつては収入割額及び所得割額の合算額により、それぞれ課することとした。(第三八条関係)

2 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する法人の事業税の額を次のとおりとすることとした。(第四二条関係)

(一) 資本金一億円超の普通法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額

(二) 資本金一億円以下の普通法人等 次に掲げる金額の合計額

令和二年三月三十一日

<p>岐卓県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和二年三月三十一日</p> <p>岐卓県知事 古 田 肇</p>	<p style="text-align: center;">条 例</p> <p>ア 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額 イ 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額</p> <p>三 不動産取得税</p> <p>1 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年(本則六月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和四年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)</p> <p>2 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和四年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)</p> <p>3 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の適用期限の延長等を行うこととした。(附則第七条関係)</p> <p>四 県たばこ税 卸売販売業者等が輸出又は輸出の目的で行われる輸出貨者に対する売渡し又は本邦と外国との間を往来する本法の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための売渡しをする場合の課税免除の要件について、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の提出を不要とした上、申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用することとした。(第六〇条の五関係)</p> <p>五 その他所要の規定の整理を行うこととした。</p> <p>六 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。</p>
--	--

<p>岐卓県税条例の一部を改正する条例</p> <p>岐卓県知事 古 田 肇</p>	<p>岐卓県条例第三十一号</p> <p>岐卓県税条例(昭和二十五年岐卓県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十四条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第四号中「第六十九条第二項」を「第七十二条の十五第二項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「第六十九条第二項又は第七十一条の十八第一項」を「第七十一条の十八第一項又は第七十二条の十五第二項」に改める。</p> <p>第二十七条第五項中「第二条の第二八項」を「第二条の第二九項」に改める。</p> <p>第三十八条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号口中「第七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「(次号に掲げる事業を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。</p> <p>三 電気供給業のうち、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして施行規則第三条の第十四第一項に規定するものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。)及び同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業(これに準ずるものとして施行規則第三条の十四第二項に規定するものを含む。以下この節において「発電事業等」という。)次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 口に掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額</p> <p>ロ 第一号口に掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額</p> <p>第三十九条中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同条各号を次のように改める。</p> <p>一 付加価値割 各事業年度の付加価値額</p> <p>二 資本割 各事業年度の資本金等の額</p> <p>三 所得割 各事業年度の所得</p> <p>四 収入割 各事業年度の収入金額</p> <p>第三十九条の二第一項及び第三項中「前条第一号イ」を「前条第一号」に改める。</p> <p>第三十九条の四第一項及び第三項中「第三十九条第一号ロ」を「第三十九条第二号」に改める。</p> <p>第三十九条の五中「第三十九条第一号ハ」を「第三十九条第三号」に改める。</p>
--	---

第四十条中「第三十九条第二号」を「第三十九条第四号」に改める。

第四十一条第一項中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改め、「農業協同組合連合会」の下に「法第七十二条の五第一項第五号に規定する」を加え、「第七十二条の二十三第一項ただし書の規定によつて」を「第七十二条の二十三第二項の規定により」に改める。

第四十二条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)」を加え、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第三十八条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額

二 第三十八条第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額

第四十四条第一項中「又は施行規則第四条の六」を「第四条の六、第四条の六の二、第四条の六の三又は第四条の七」に改める。

第五十三条第九項第二号中「第七十三条第一項第二十二号」を「第七十三条第一項第二十四号」に、同項第三号中「第二百五条第一項第二十二号」を「第二百五条第一項第二十四号」に改める。

第六十条の五中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。)(ロ)に、同項各号」を「同項第三号又は第四号」に、「第八条の四」を「第八条の四第二項」に、「前項各号」を「第一項第三号又は第四号」に、「提出しないときは、適用しない」を「提出しているときに限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)(ロ)の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第六十条の七第一項又は第三項の規定による申告書に前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)

の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第八条の四第一項に規定するところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第六十条の七第一項中「第六十条の五第二項」を「第六十条の五第三項」に改める。

第七十二条の八第一項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第七十二条の八第一項中「又は第二号」を削り、「第三号」を「第二号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「国体」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項に規定する国民体育大会」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、同条第二項中「国体又は」及び「又は第二号」を削る。

附則第五条第一項中「令和三年度」を「令和六年度」に改める。

附則第六条の二の二中「同条第三項第一号」を「同条第四項第二号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則第六条の三中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第七条第二項中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第七条第十二項」を「附則第七条第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一项中「附則第七条第十三項」を「附則第七条第十二項」に、「附則第七条第十四項」を「附則第七条第十三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十四項」に、「附則第七条第十六項」を「附則第七条第十五項」に改め、同項を同条第十一项とし、同条第十三項中「附則第三条の二の十六第一項」を「附則第三条の二の十五第一項」に、「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十六項」に改め、同項第一号イ中「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十七項」に、「附則第七条第十九項」を「附則第七条第十八項」に改め、同項第二号イ中「附則第七条第二十項」を「附則第七条第十九項」に、「附則第三条の二の十六第二項」を「附則第三条の二の十五第二項」に、「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十項」に改め、同号ロ及びニ中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第十九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第三条の二の十九第一項」を「附則第三条の二の十八第一項」に、「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十一項」に、「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十

一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十二項」に、「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十四条第二項」を「第二十条第二項」に、「第十三条第二項第三号」を「第十九条第二項第三号」に、「第二条第十項第七号」を「第二条第十二項第七号」に、「附則第七条第二十四項」を「附則第七条第二十三項」に、「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とする。

附則第九条の三第四項中「令和二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二第一項中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同条第二項中「令和二年度」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第十一条の七第三項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加える。

附則第十二条の四第一項第五号中「又は装置」を削る。

附則第十二条の九第四項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第五項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第四号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第四号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同条第七項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第十三条第一項中「令和元年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、同条第二項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第二十一条の三中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に、「これらの規定」を「同法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号まで」に改める。

附則第二十五条第一項中「以外の自動車」の下に「(第七十二条第一項に規定する自動車に限る。以下同じ。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の岐阜県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新条例第三十八条第一項第三号に規定する小売電気事業等(以下この項において「小売電気事業等」という。)(又は同号に規定する発電事業等(以下この項において「発電事業等」という。))を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号。以下この項において「改正法」という。)(第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。))の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の前十年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動

産取得税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

5 新条例第一百一条(第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(岐阜県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 岐阜県税条例の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一百一条の改正規定中「、「国体」という」を「同じ」に改め、同項第二号及び同条第二項中「国体」を「国民スポーツ大会」に」を削る。

附則第四号中「及び第二号並びに第二項」を削り、「平成三十五年一月一日」を「令和五年一月一日」に改める。

令和二年三月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社